

令和8年6月定例会

教育産業委員会資料
(産業振興部)

請願・(陳情)		令和8年6月市議会提出分	(新規)・継続
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
65	令和8年 5月22日	ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源としての森林環境譲与税の積極的活用の検討について	にかほ市平沢字前谷地112-4 自然ネットワークあきた 代表 山下友宏
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>市街地へのツキノワグマ出没が秋田市および県内各地で多発している状況を踏まえ、林野庁の通知により同税のクマ対策への活用が可能とされた一方で、県の対応や市町村との連携が不十分であると考えられることから、同税を有効活用し、課題解決と住民の安全の両立を図り、秋田市が先進事例となるよう下記のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 森林環境譲与税の使途として、林野庁の例示を参考に、秋田市におけるツキノワグマの市街地への出没対策の財源として積極的な活用を検討すること。</p> <p>2 森林環境整備の名目で可能な里山整備や人材育成を通して、間接的にツキノワグマ対策につながる長期的な計画を策定し、森林環境譲与税を財源として積極的に実施していくこと。</p> <p>3 今後、より直接的な名目でツキノワグマ対策に森林環境譲与税を活用することも見据え、県や林野庁と連携を図ること。</p>		<p>1 森林環境譲与税は、法律に基づき、森林の整備およびその促進を目的として創設された財源であり、市街地におけるクマ対策は、住民の安全対策であるため、その性質上、一般財源や鳥獣被害対策に関連する交付金等を活用して実施することが最も適切であると考えております。</p> <p>林野庁の通知では、森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のための対策の実施等、と記載されていることから、現段階では、市街地出没対策の財源として活用することは困難であると考えます。</p> <p>2 森林環境譲与税は、森林の整備およびその促進を目的としていることから、現段階では、森林環境整備の名目でクマ対策での活用は困難であると考えます。</p> <p>3 森林環境譲与税本来の目的に則った適正な運用を行うとともに、将来的な活用について、引き続き、国や県と連携を図りながら、市民の安全・安心な暮らしを守るために努めてまいります。</p>	

請願・(陳情)		令和8年6月市議会提出分 (新規)・継続	
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名
66	令和8年 5月22日	ツキノワグマの市街地への出没増加と風力発電施設との因果関係に関する科学的検証について	にかほ市平沢字前谷地112-4 自然ネットワークあきた 代表 山下友宏
陳情の要点		左に対する措置等	
<p>秋田市におけるツキノワグマの市街地出没多発と市民生活への深刻な影響を踏まえ、山間部の風力発電施設がクマの生息環境や忌避行動などに与える影響を科学的に検証するようお願いしたく、下記のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 秋田市及び隣接する由利本荘市にある既設の風力発電施設について、国、県及び事業者に対し、これまでの調査で判明しているツキノワグマへの風力発電施設の影響について確認すること。</p> <p>2 海外文献や海外アセスメントの状況を加味し、ツキノワグマの市街地への出没リスクが高まるという前提で、現在の風力発電計画を科学的に検証すること。</p> <p>3 風力発電施設のツキノワグマへの影響について、国及び県に対し、さらなる科学的な調査を求めること。</p>		<p>ツキノワグマの市街地への出没増加は、山林の餌不足に加え、人間と野生動物の境界線のあいまい化など、複数の要因が重なった結果生じているものと推定されており、現時点において、風力発電施設の建設に起因しているものとは捉えておりません。</p> <p>一定規模以上の風力発電事業においては、関係法令に基づく環境アセスメントの一環として、事業実施区域に生息する動植物調査が実施されており、発電事業が動植物に与える影響について学識経験者や専門家による審査が行われております。</p> <p>発電事業者に対しては、引き続き関係法令に則った手続を求めてまいります。</p>	

特定利用空港・港湾について

1 概要

国は総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁が平素において必要に応じ空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。

「特定利用空港・港湾」については、民生利用を主としながら、大規模災害などの緊急時の際には、国民保護の観点から、自衛隊や海上保安庁の艦船や航空機が柔軟かつ迅速に空港・港湾を利用できるように、平素から関係省庁とインフラ管理者において、連絡・調整体制の構築、強化を図るものとされている。

2 国からの説明状況

5月13日（水）に国の説明会が開催され、県および関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾として指定したい旨の説明があった。

【説明会出席者】

国：内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省

県：危機管理監、総合防災課長、建設部長、港湾空港課長ほか

市：秋田市、北秋田市、男鹿市

※本市は危機管理監、防災安全対策課長、商工貿易振興課長が出席

3 今後の対応方針

県では、関係する地域に不安や懸念が生じることがないように、空港、港湾利用者や関係市、関係団体に丁寧の説明しながら対応を検討するとしている。

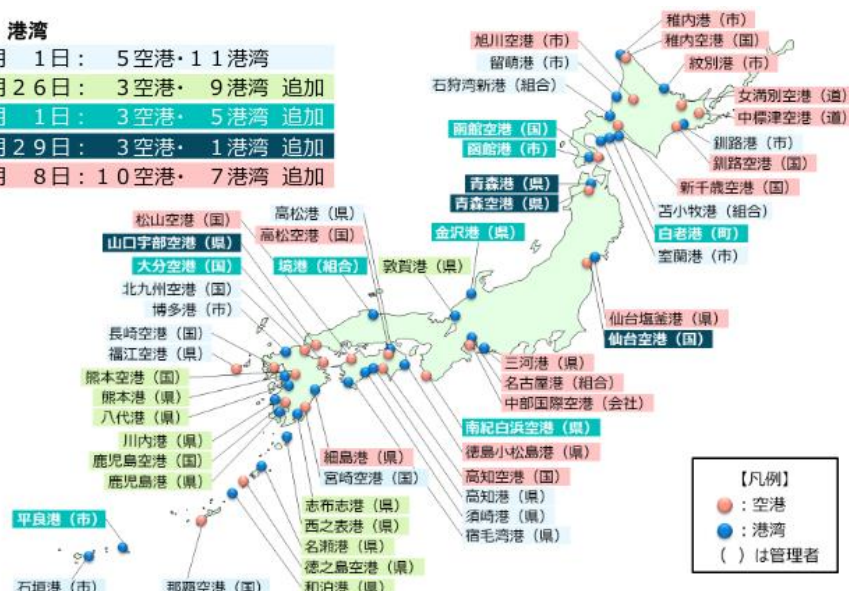
本市としては、県の対応や判断を注視しつつ、北秋田市、男鹿市と連携しながら、情報収集等に努めていく。

4 全国の指定状況（内閣官房国家安全保障局ホームページより）

令和8年4月8日時点で、24空港、33港湾が指定されている。

特定利用空港・港湾

令和6年4月1日	5空港・11港湾
令和6年8月26日	3空港・9港湾 追加
令和7年4月1日	3空港・5港湾 追加
令和7年8月29日	3空港・1港湾 追加
令和8年4月8日	10空港・7港湾 追加



5 質疑応答の概要

(1) 秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性

(答) これらの空港・港湾の近傍には、例えば、陸上自衛隊の秋田駐屯地（第21普通科連隊）が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があるため。

(2) 全国的な配置に関する方針

(答) 政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組の更なる充実化を図っていく考えである。

これまでに調整してきた「特定利用空港・港湾」には北海道や九州のものが多く含まれるが、これを全国の空港・港湾に広げていきたいと考えている。

(3) 秋田空港が特定利用空港となった場合も、過去に防衛庁等と締結した秋田空港に関する協定等が引き続き有効かどうか。（協定等において、例えば「防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。」などとされている。）

(答) 現在も有効だと認識している。自衛隊はこれまでも、インフラ管理者と調整の上、我が国の安全保障を確保する観点から、様々な民間空港において、戦闘機による離着陸訓練や各種事態に対応するための部隊の展開訓練等を実施してきた。

秋田空港が「特定利用空港」となった後については、どのような訓練を行うかは現段階では具体的には決まっていないが、今後、戦闘機による訓練を秋田空港にて実施することも想定していることから、協定等については、今回の調整を機に見直しを相談させていただきたいと考えている。

また、具体的な訓練内容についても、空港管理者をはじめとする関係者と十分に調整させていただければと考えている。

秋田市産業用地整備促進方針（案）について

1 策定の目的・趣旨

市内立地企業の設備投資の促進や、多様な業種に幅広く企業誘致活動を展開していくためには、既存の産業用地では供給力が不十分であることから、令和7年度に実施した産業用地適地選定調査や開発事業者等へのヒアリング結果を踏まえ、産業用地の整備を促進するため方針を策定しようとするもの

2 産業用地適地選定調査業務委託の概要（令和7年度実施）

（委託先：一般財団法人日本立地センター）

(1) 製造業・物流業への需要アンケート

- ・1,038社中124社から回答
- ・立地計画または立地意向あり124社中19社（15.3%）

(2) 候補地の抽出

委託先において地図・航空写真等による調査および現地調査により、12地区を抽出（候補地は別紙「秋田市産業用地整備促進方針（案）」3ページ参照）

(3) 産業用地開発の費用試算

(2)の候補地のうち、産業用地の実現性や立地の優位性が高い2地区において、開発費用を試算

候補地	開発面積	開発費用（用地・設計・工事費等）
秋田北IC地区	28.5ha	21,000円/m ² 総額 4,211,567千円
秋田中央IC西地区	28.5ha	30,400円/m ² 総額 6,528,434千円

※用地買収費および補償費等は含まず。

(4) 開発手法

地域未来投資促進法を活用した民間事業者等による開発

3 産業用地整備促進方針（案）のポイント

(1) 目的

産業用地の供給力が不十分であることから、整備を促進するための方針を策定するもの

(2) 位置づけ

第15次秋田市総合計画（以下、「総合計画」という。）に即し、第7次秋田市総合都市計画との整合を図る。

(3) 計画年度

総合計画の実施時期に合わせ、令和12年度までを計画年度とする。

(4) 現状の整理

秋田市の現状について整理したもの

(5) 秋田市産業用地整備に向けた適地選定調査結果の概要

2の業務委託の概要について記載したもの

(6) 整備手法および本市の支援

- ・民間活力（開発事業者・立地企業）によるオーダーメイド型による開発とし、市は民間事業者等に対して必要な支援を行う。
- ・民間事業者等に対して必要書類の作成支援等をするほか、国や県との協議・調整や立地企業の誘致サポートを行う。
- ・法規制や地権者による反対等（区画整理や農用地の造成を予定、又は現に実施している場合を含む。）があり、民間事業者等の対応ではこれらの解決が見込まれないと判断した際には、当該地域の開発対象からの除外や代替地検討などの支援を行う。

(7) 整備促進エリア

- ①秋田自動車道等の各インターチェンジから半径3km以内
- ②既存工業団地の隣接地および周辺低未利用地
- ③整備・拡張が予定されている道路沿線
- ④秋田県や本市が所管する未利用財産等

(8) 開発規模

敷地面積は概ね3ha以上とする。ただし、(7)④のほか、既存の工業団地や企業の敷地に近接し、産業の集積や既存企業の事業用地の拡大が図られる場合はこの限りではない。

(9) 対象となる業種

原則、地域未来投資促進法に基づき秋田県が作成した各基本計画における地域経済牽引事業の承認要件に合致する業種

例) 航空機・自動車関連産業

電子部品・デバイス関連産業

食品製造業

医療機器・医療品関連産業

4 今後のスケジュール

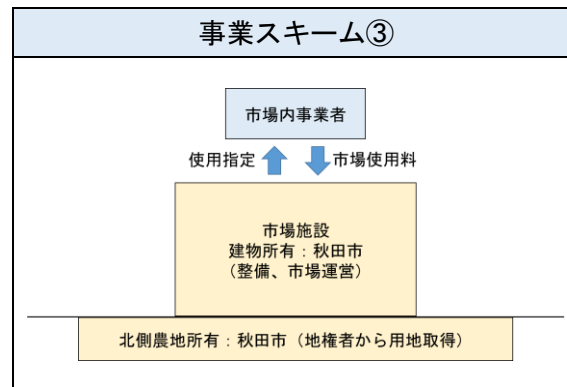
令和8年7月 パブリックコメント実施

9月 9月議会教育産業委員会（最終案説明）

方針策定・公表

卸売市場の再整備について

令和8年2月定例会教育産業委員会で報告したとおり、事業パートナーからの提案が実現可能かどうか判断するため、提案の中で最も実現性が高いと判断した事業スキーム③のさらなる精査と、現敷地での再整備案（案4）との比較検討を行うとともに、市場内事業者と北側農地への移転整備についての協議を行ってきたことから、その途中経過を報告するものである。



1 事業パートナー提案（事業スキーム③）のさらなる精査

(1) 建築工事費

事業パートナーに対して提案の建築工事費の算出根拠の提出を求め、根拠資料を基に新市場に必要な施設規模、機能が充足しているかどうか確認を行った。

単位：千円

項目	工事費	施設規模	配置する機能
青果棟	3,143,745	7,000m ²	卸売場、仲卸売場、青果部事務所
水産棟	2,245,320	5,000m ²	卸売場、仲卸売場、水産物部事務所
花き棟	1,122,660	2,500m ²	卸売場、仲卸売場、花き部事務所
管理棟	1,158,850	3,300m ²	関連店舗、市および指定管理者事務所
物流棟	561,990	1,300m ²	整備場、物流事業者事務所
荷捌き場	326,700	—	積降ろしスペース（庇下）
外構工事	750,000	—	駐車場、構内通路等
合計	9,309,265	19,100m ²	—

※案4検討時点（令和7年）と同時期の物価で算出したもの

【主な仕様（想定）】

鉄骨造／平屋建て（管理棟は2階建て）、杭基礎

- ・屋根：ガルバリウム鋼板ダブル折板屋根（断熱材充填）
- ・外壁：カラーガルバリウム鋼板
- ・設備：電気設備、給排水衛生設備、消防設備、空調（夏季25℃、冬季22℃）等
- ・冷凍、冷蔵庫：プレハブ式

(2) 建築工事費の算出方法

事業パートナーは、類似する民間商業施設の建築実績（面積単価）をベースとし、床荷重の割り増しや温度管理、衛生対応等の卸売市場の特性をコスト増として付加した面積単価により、建築工事費を算出している。

項目	北側農地移転案
市場棟（青果、水産、花き）	約1,485千円/坪
物流棟	約1,430千円/坪
管理棟 ※事務所と店舗の複合施設	約1,160千円/坪

令和6年度に基本設計を行った花き棟の面積単価は、約1,570千円/坪であったことから、実勢価格よりも著しく安い設定ではなく、一定程度の合理性があるものと捉えている。

なお、事業パートナーからは、今後の物価上昇リスク等を勘案すると、民間工事の発想を取り入れることが望ましいとの提言があった。

(3) 造成・インフラ工事費

提案の造成・インフラ工事費については、敷地内の盛土による造成と周辺道路の拡幅、エリア全体の雨水処理のための調整池整備のほか、建物に上水、ガス、電気、通信設備を引き込む費用などを積算したものである。

地盤改良に要する費用は、地質状況や選定工法によって大きく変動するため、地質調査や軟弱地盤解析を行った上で改めて算出する必要がある。

単位：千円

項目	工事費	工事範囲
造成工事	1,440,000	盛土造成
インフラ工事		周辺道路整備、雨水調整池整備、上水・ガス・電気・通信引込み

(4) その他の業務委託費

北側農地に移転整備する場合には、直接整備に必要な業務のほか、以下の業務を行う必要があるため、業務委託費の概算費用を積算した。

単位：千円

業務名	概算費用	概要
用地測量	45,000	用地取得に伴う測量業務
不動産鑑定	4,200	用地の取得価格を確定するための鑑定業務
地質調査	59,000	市場用地の地質を把握するための調査業務
軟弱地盤解析	28,000	軟弱地盤の対策工法の選定業務
造成設計	18,000	造成工事を発注するための設計業務
土壤汚染状況調査	17,000	土壤汚染対策法に基づく調査業務
周辺建物事前調査	5,600	近隣建物等への工事の影響を把握するための調査業務
合計	176,800	—

(5) 概算事業費の比較

事業パートナーが行った建築工事費の精査結果および本市の業務委託費の積算結果を踏まえ、概算事業費の比較を行った。

単位：千円

種別	北側農地移転案	案4
建築工事費	9,309,265	8,182,306
解体工事費	2,721,600	1,568,076
造成工事費	1,440,000	0
設計・工事監理費	13,942	193,034
用地取得費	660,000	0
関連経費	916,988	178,300
合計	15,061,795	10,121,716

(6) 活用可能な財源の比較

北側農地移転案と案4では、いずれの案も国の交付金を充当できるが、活用可能な市債が異なるため、取扱いを以下のとおり整理した。

項目	北側農地移転案	案4
用地取得費	卸売市場整備債	—
整備費	卸売市場整備債	卸売市場整備債
既存施設解体費	公営企業施設等整理債	卸売市場整備債

- ・卸売市場整備債：金利3.3%、償還期間30年
- ・公営企業施設等整理債：金利2.2%、償還期間10年 ※令和8年5月時点

(7) 長期の事業収支シミュレーション

再整備から30年後、案4で再整備を進めた場合は建設から80年が経過することになるため、建て替えが必要となり、北側農地に移転整備する場合には外壁や設備関係の大規模な改修が必要な時期を迎えることから、30年後も同規模の市場施設を維持することを前提とした長期（再整備から50年間）の事業収支シミュレーションを行った。

ア シミュレーションに当たっての諸条件

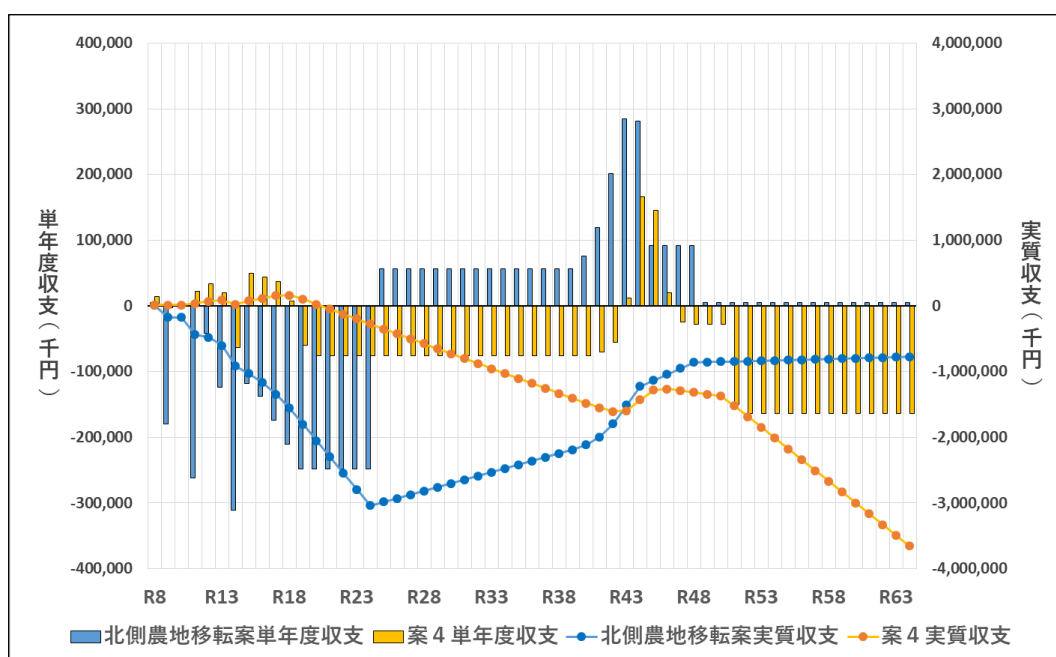
項目	北側農地移転案	案4
市場使用料	223,418千円/年（1.47倍）	
土地貸付料	再整備後30年 1,818円/㎡/年 30年経過後 605.5円/㎡/年	
基準内繰入	市債元利償還金の50%、管理事務費の30%	
交付金	新設工事費の10%	新設工事、改修工事費の10%
管理事務費	市場運営経費 157,260千円/年 修繕費 工事費の0.3%、損害保険料 工事費の0.0105%	
30年後の整備費	大規模改修工事費	建て替え工事費

イ 事業収支シミュレーション結果

令和8年度を起点とし、再整備事業完了年度から概ね50年が経過する令和64年度までの事業収支は以下のとおりとなった。

単位：千円

項目		北側農地移転案	案4
歳入	施設使用料（駐車場含む）	13,417,600	13,474,428
	土地貸付料	9,387,577	3,086,110
	基準内繰入	15,479,370	15,909,583
	交付金	930,927	658,493
	市債	19,913,700	19,835,100
	合計（①）	59,129,174	52,963,714
	歳出	管理事務費	10,590,969
概算事業費		15,061,795	10,121,716
30年後の整備費（想定）		6,600,000	10,500,000
市債元利償還金		27,651,015	25,548,043
合計（②）		59,903,779	56,621,749
収支（①－②）		▲774,605	▲3,658,035



（北側農地移転案）

- ・令和24年度に公営企業施設等整理債の償還が完了し、翌年度から単年度収支がプラスに転じる想定をしている。
- ・再整備後当初は市の財政負担が大きくなるが、令和44年度の大規模改修後には、案4よりも財政負担を抑制することが可能である。

（案4）

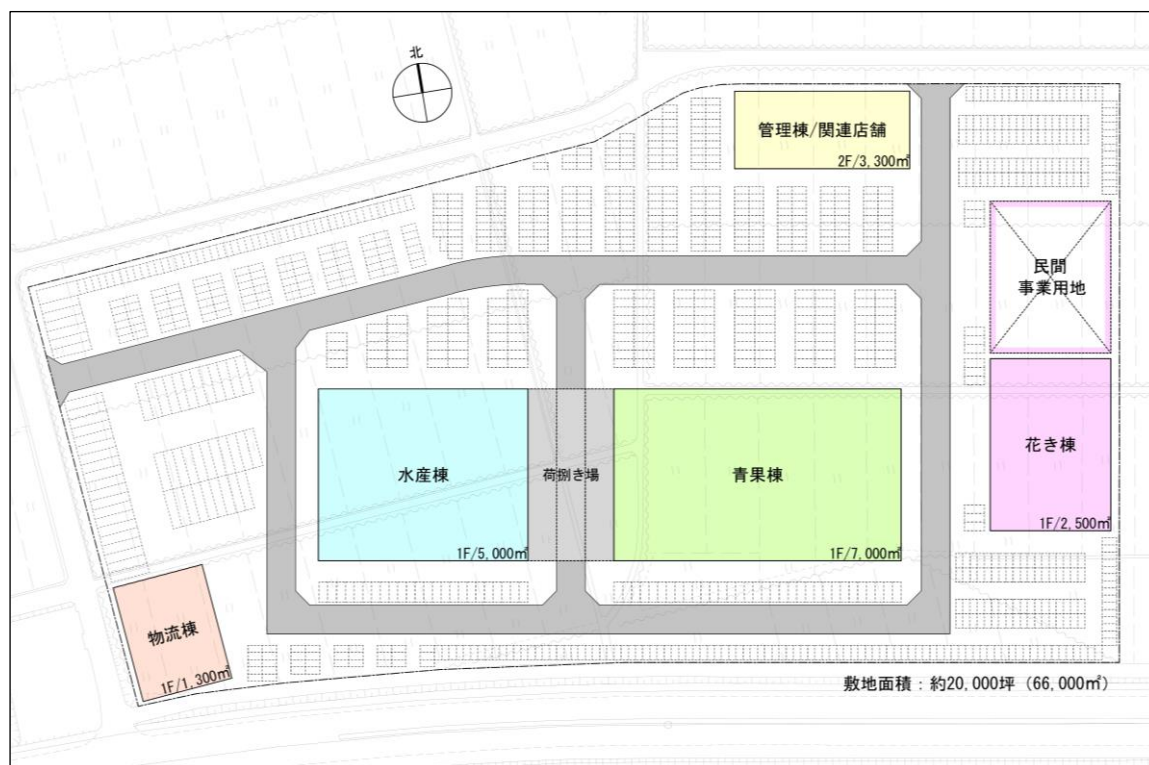
- ・市債の元金償還が始まる令和16年度以降の単年度収支が概ねマイナスである。
- ・令和45年度の建て替え工事後はさらに収支が悪化するため、市場使用料のさらなる増額などの検討が必要になる。

(8) 敷地規模と物流動線の検証

市場敷地は約20,000坪の提案となっており、現敷地での再整備案と比較してコンパクト化が図られているため、駐車場台数やトラック動線などの観点から敷地規模の検証を行った。

北側および西側に出入口を設け、敷地内のメイン通路の幅員は大型トラックの通行を考慮して10mと想定して車両動線を整理し、駐車場については、現在市場内事業者が使用している台数以上の確保が可能である。

【配置イメージ】



※現時点でのイメージであるため、基本計画を改定する過程で整理する

想定駐車場台数

種別	想定台数	使用台数 (令和8年度)
普通車	702台	635台
中型車	206台	200台
大型車	58台	55台

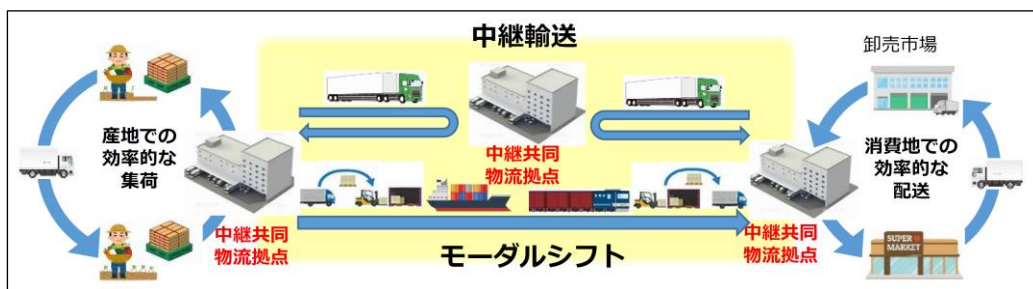
(9) 物流エリアとの連携

再整備の検討を進めるに当たっては、農林水産省から「今後の卸売市場再整備の方向性骨子（令和7年3月改訂）」が示されており、卸売市場の活性化を図るため、物流効率化を実現する施設整備などの機能強化が求められている。

本骨子で示された方向性のうち、本市場が単独で達成することが困難と考えられる項目については、物流エリアとの連携によって取り組むことにより、卸売市場の将来にとって有益なものになるよう検討を深めていきたい。

【連携を検討する項目】

- ・ 日本海側の中継共同物流拠点としての施設整備
- ・ 安定的な取引を確立するための貯蔵保管機能の強化
- ・ 産地と連携した選果、選別施設の充実
- ・ 輸出拡大に資する施設の整備



今後の卸売市場整備に関する作業部会資料 令和7年2月農林水産省

(10) 再整備スケジュール（想定）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
再整備基本計画改定	■						
アドバイザー業務		要求水準書 事業者選定					
造成工事		造成設計等	造成工事				
建設工事			設計	建築工事	※供用開始		
解体工事						■	※民間活用

設計施工一括発注方式（DB方式）を想定

2 市場内事業者との合意形成

事業パートナーからの提案を基に市場内事業者と協議を行ってきた結果、北側農地に移転整備することに対して、概ね合意が得られている状況である。

なお、市場内事業者から出された意見については、今後の基本計画改定の過程で計画に盛り込んでいく。

(協議状況)

令和8年3月12日 市場内検討会議
3月24日 市場運営協議会
随 時 個別協議
6月9日 市場内検討会議

(主な意見)

- ・ 軟弱地盤については、地盤沈下が生じないように対策を講じること
- ・ 冬季に予想される北西からの強風への対策を講じること
- ・ 移転に伴って生じる経費に対する補助を検討すること

3 現段階の精査結果のまとめ

(1) 北側農地への移転整備の実現性

北側農地への移転整備については、概算事業費（イニシャルコスト）が現市場敷地での再整備案（案4）よりも大きくなるものの、ランニングコストなどを考慮した長期事業収支では優位であることを確認したことから、一定程度の合理性があるものと捉えている。

今後は、市場内事業者から正式に合意を得るため、新市場に必要な規模や機能について事業者と協議を行いながら、事業費の増減要素を整理することなどにより、事業の実現性、確実性をさらに高めていきたいと考えている。

(2) 再整備基本計画改定に当たって整理すべき事項

- ・ 精査した事業費は、民間施設の工事費を基に算出した事業費であるため、建築や設備の仕様、配置計画や平面計画を整理しながら事業費を改めて算出する。
- ・ 配置計画は、市場内事業者の意見を取り入れつつ、農林水産省が求める卸売市場の再整備のあり方と整合を取りながら物流の効率化を図るとともに、事業費上昇を抑制するため、施設規模の最適化を図る。
- ・ 基本計画で整理した市場使用料（現行の1.51倍）を目安として、算出した事業費を基に市場使用料を試算する。
- ・ 造成、インフラ工事および地質調査等の業務委託は、まちづくりエリア全体の計画と調整しつつ、スケールメリットを最大限に生かすため、事業パートナーと実施主体を協議し、役割分担を検討する。